

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第十一条関係） 公印の種類、印刻文字及び寸法（ミリメートル） 一―三（略）	別表第二（第十一条関係） 公印の種類、印刻文字及び寸法（ミリメートル） 一―三（略） 四 課長印 広島県人事委員会事務局課長 二二三

附則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。